

国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI） の環境社会配慮ガイドライン改訂に対する NGO 提言

2014 年 2 月 12 日

作成：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、国際環境 NGO FoE Japan、熱帯林行動ネットワーク（JATAN）、メコン・ウォッチ

賛同：インドネシア民主化支援ネットワーク（NINDJA）、動く→動かす、市民外交センター

■背景

2013 年 12 月、国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）は、環境社会配慮ガイドラインの見直し・改訂作業に着手することを発表した。2014 年 3 月からパブリック・コンサルテーションが開催され、本格的な議論が実施される予定である。

私たちは、JBIC 及び NEXI が支援してきた／支援予定のプロジェクトを市民の立場からモニターし、環境的・社会的に負の影響がある場合やガイドラインの実施に問題がある場合には、解決・改善するために活動してきた。そのような立場から、今回のガイドラインの見直し・改訂において、JBIC・NEXI を始め多くの関係者と私たちの問題意識を共有し、ガイドラインの基準また実施向上に役立てたいと考え、本提言を作成した。

提言作成にあたっては、2008 年の前回改訂以降のプロジェクトを中心に、これまでモニタリングしてきたプロジェクトを振り返り、現地で問題となった点あるいは私たちが問題としてきた点とガイドラインの運用を検証するとともに（添付資料：JBIC 投融資プロジェクトの環境・社会影響と課題・教訓を参照）、前回改訂以降の OECD コモンアプローチ改訂や国際金融機関を巡る情勢を踏まえた。

環境社会配慮ガイドラインの見直し・改訂にあたっては、JBIC 及び NEXI に対して、以下の提言を反映するよう求めたい。

■提言及び根拠

1. 調査段階に関与する場合のカテゴリ分類

JBIC/NEXI が開発事業の調査段階で支援を行う場合、本体工事段階の影響に応じたカテゴリ分類を行うべきである。

- JBIC/NEXI の支援事業の多くは本体工事段階になるが、調査段階から関与するケースもある（例：デリー・ムンバイ産業大動脈開発公社への出資案件）。
- ガイドラインの「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」には、調査段階で求められる要件が数多く含まれており、適切な環境社会配慮の実施を促すことが不可欠である。
- JICA は調査段階の支援に際しても、本体工事段階の影響に応じたカテゴリ分類を実施している。

2. 「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C の例示から削除

「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C に分類される例示から削除するべきである。

- 追加設備投資を伴わず、権益のみを取得するプロジェクトであっても、既存設備でのプロジェクト実

施に伴い、すでに地元社会に大きな環境社会影響が及んでいる場合、そうした影響、また、今後、その影響に対してどのような措置がとられるかについて軽視すべきではない。

- 現行ガイドラインでは、「追加設備投資を伴わない権益取得」は、「4. 環境社会配慮確認手続き」の「(2) カテゴリ分類」において、「環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト」、つまり、「カテゴリ C」に分類される「② 通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」の例示の一つとして挙げられている。

3. 戦略的環境アセスメント（SEA）の適用

JBIC/NEXI がマスタープラン段階から関与する場合は、戦略的環境アセスメント（SEA）を適用することを要件とするべきである。

- JBIC/NEXI の支援事業の多くは本体工事段階になるが、マスタープラン段階から関与するケースもある（例：デリー・ムンバイ産業大動脈開発公社への出資案件）。
- JICA はマスタープラン段階から関与する場合は、戦略的環境アセスメント（SEA）を適用することを要件としている。

4. JBIC による人権状況の把握

JBIC/NEXI は、相手国国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況（ステークホルダーによる認識も含む）を把握し、環境社会配慮が適切に実行されうかどうかを確認するべきである。

- プロジェクトが適切に実施されるためには、ステークホルダーが十分な情報を元に事業の準備、実施における協議、被害の申し立てなどに関与することができなくてはならない。しかし、言論の自由などの自由権が十分に保障されていない場合、実質的な協議や被害申し立ては困難となる。また、教育、保健医療などの社会権が十分に実現されていない社会においては、非自発的移転などによる影響が深刻になりがちである。したがって、適切な環境社会配慮がなされているかを確認するために、自由権及び社会権の実現状況についての基本的な情報が必要であると考えられる。
- IFC では、『社会と環境の持続可能性に関する政策』パラ 12 で、企業、および、国家による人権尊重等の責任が明記されている。
- OCEC コモンアプローチ（2012）¹（以下、コモンアプローチ）では、人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」（2011 年）（以下、「ビジネスと人権に関する指導原則」）について言及し、ECA「各メンバーが人権及び基本的自由を保護するという既存の義務、また、企業が人権を尊重する責任」について確認している。

5. 環境関連文書のウェブサイトでの情報公開及び意思決定後の掲載継続

環境関連文書はウェブサイトでの情報公開を原則とし、意思決定後も掲載するべきである。

- 環境関連文書のウェブサイト公開は JBIC/NEXI で運用状況が異なっており、同じ文書であっても NEXI ウェブサイトに公開されているが JBIC ウェブサイトで公開されていないケースがある（メジ

¹ 正式名称は 'Recommendation of the Council on Common Approaches for Officially Supported Export Credits and Environmental and Social Due Diligence' (2012 年 6 月)

ャ石炭火力発電事業、クドゥギ石炭火力発電事業等)。

- 技術革新によりウェブストレージの価格は年々下落している。また、ファイルサイズが大きい文書であっても、PDF の分割や圧縮等の技術を最大限活用するべきである。
- 現在は、意思決定後にウェブ公開が削除されてしまい、外部ステークホルダーがプロジェクトの環境社会配慮文書にアクセスすることが困難になっている。
- 世界銀行・アジア開発銀行等の国際機関では、ウェブサイトでの情報公開、意思決定後の公開継続が実施されている。

6. 環境関連文書の翻訳版の公開

JBIC/NEXI が環境レビューにおいて環境関連文書の翻訳版を参照した場合は、翻訳版を公開するべきである。

- 翻訳版の公開は、JBIC/NEXI の環境レビューの根拠となる文書について JBIC/NEXI としての説明責任・透明性を向上させる、また、審査に対する外部からの情報提供を得る観点から、重要な規定の一つである。
- 現行ガイドラインでは、「環境アセスメント報告書等以外に本行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書についても、その入手状況を本行ウェブサイト上に掲載し、当該文書を本行ウェブサイト上で速やかに公開する。」と規定され、また、「アセスメント報告書等を含むこれらの文書の翻訳版も、借入人等から入手した場合は、この文書に該当」することが、ガイドライン FAQ で示されている。しかし、翻訳版は、通常プロジェクトの実施国での読者を想定していないため、現地において積極的に公開されているケースは稀である。翻訳版の公開については、現地で「一般に公開されている」場合ではなく、「JBIC/NEXI が環境レビューにおいて参照した場合」とするなど、改訂が必要である。
- JBIC/NEXI が日本語及び英語以外の言語で書かれた環境関連文書を公開した場合、日本のステークホルダーが情報にアクセスすることができない。
- 国際河川でのダム開発や国境近くでの火力発電所建設など、越境環境影響が懸念される場合、影響を受ける当該地域の住民が理解できる言語でも翻訳版を公開すべきである。
- 温室効果ガス高排出案件等、開発事業の環境社会影響は地球規模で生じる場合があり、当該国の公用語に加え、少なくとも英語での公開を行い、アカウンタビリティ・透明性を確保するべきである。
- 翻訳の正確性の保障が不可能である点については、注記を行うことで回避できる。JBIC/NEXI が参照する翻訳版と正本版に齟齬がある状態で、環境レビューが実施され、その齟齬が重大な環境社会影響に係る内容であった場合、JBIC/NEXI は当該事業の支援の判断においてリスクを背負うことになる。情報公開をすることによって、翻訳版がより多くのステークホルダーにより精査され、環境レビューの質が上がることのメリットも考慮すべきである。

7. カテゴリ FI のサブプロジェクトに関する情報公開

カテゴリ FI 案件で、金融仲介機関がカテゴリ A 及び B に相当するサブプロジェクトに投融資を行う場合は、その投融資契約が行われる前に、JBIC/NEXI は、そのサブプロジェクトのカテゴリ分類及び環境関連文書を公開するべきである。また、金融仲介機関の投融資決定後、JBIC/NEXI は金融仲介機関の環境

レビュー結果を公開するべきである。

- カテゴリ FI の案件においては、投融資契約後に JBIC/NEXI による環境レビュー結果が開示されるのみで、サブプロジェクトの環境社会影響・環境レビューが公開されておらず、アカウンタビリティ・透明性が十分に確保されていない。
- IFC では、金融仲介機関がカテゴリ A 及び B に相当するサブプロジェクトに投融資を行う場合、IFC がカテゴリ分類及び環境関連文書を公開している（IFC 情報アクセス政策パラ 32 参照）。

8. 温室効果ガス高排出プロジェクトにおける情報公開

JBIC/NEXI は、温室効果ガス高排出プロジェクトにおいて以下の情報を公開するべきである。

- CO₂ 換算で年間 2 万 5 千トン以上の温室効果ガスを排出するプロジェクトにおいて、意思決定前に推定排出量及び緩和策を公開し、意思決定後は、借入人から入手した測定・報告・検証（MRV）結果を公開する。
 - 550g-CO₂/kWh を超える火力発電プロジェクトにおいて、意思決定前に複数のエネルギー源を含む代替案検討結果、環境外部費用を含めたコスト比較分析結果、温室効果ガス排出を最小化する最適技術の検討結果を公開する。
- IFC では、CO₂ 換算で年間 2 万 5 千トン以上の温室効果ガスを排出するプロジェクトにおける GHG ガスの測定を要件としている（IFC Performance Standard 3、para. 8 参照）。また、IFC は当該プロジェクトの想定排出量を Environmental and Social Review Summary (ESRS) に含めて公開することが要件となっている（IFC Access to Information Policy、para. 31 参照）。
 - 欧州投資銀行（EIB）では、550g-CO₂/kWh を超える火力発電プロジェクトにおいて、排出性能基準が適用されている。
 - 世界銀行グループでは、石炭火力発電事業を支援する際に環境外部費用を考慮した代替案検討・最適技術の採用等を要件としている（Operational Guidance for World Bank Group Staff: Criteria for Screening Coal Projects under the Strategic Framework for Development and Climate Change 参照）。

9. 国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開

国際的基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合は、その背景・理由等を環境チェックレポートの結果に記載するなどの形で公開するべき。

- 現行ガイドラインでは、「環境社会配慮の適切性を確認するための基準」について、「環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、（中略）その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する」とある。これらの国際基準等はベンチマークとして参照されてきたが、果たしてどのように参照されたのか、また、乖離がある場合の背景・理由等は何であるか、という状況については、説明の機会はなく、不透明だったのが実状である。
- 個別プロジェクトにおいて、これまでと同様、これらの基準等をどのように「適合」あるいは「参照」したのかが明らかにされず、また、乖離がある場合の背景・理由等が説明されなければ、JBIC/NEXI がガイドラインの文言をどのように実践・運用しているのか、外部からは全くわからない状態が続くことが懸念される。また、こうした基準等の適合、参照状況について、全く説明がないことから、

特に、当該プロジェクトの負の影響を懸念する現地住民や NGO などに対し、不用意な誤解や認識の相違による不信感を与える場合もあると考える。

10. 英語版の環境レビュー結果へのスクリーニングフォーム添付

スクリーニングフォームが英語で JBIC/NEXI に提出されている場合は、公開する環境レビュー結果の英語版にもスクリーニングフォームを添付するべきである。

- JBIC/NEXI は、日本語の環境レビュー結果にはスクリーニングフォームを添付しているが、英語版の環境レビュー結果にはスクリーニングフォームが添付されておらず、アカウンタビリティ・透明性が十分に確保できていない。
- スクリーニングフォームは英語で JBIC/NEXI に提出されている場合が多く、スクリーニングフォームが英語で JBIC/NEXI に提出されている場合に、英語版の環境レビュー結果にスクリーニングフォームを添付する作業量はわずかである。

11. JBIC/NEXI によるモニタリング確認の結果の公開

カテゴリ A のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を入手次第速やかに公開し、また JBIC/NEXI が自ら行なうモニタリング結果を公開するべきである。

- 融資決定後のプロジェクト実施段階においても、環境社会配慮が適切に実施されているか、予想されていなかった環境社会影響が生じていないか等、プロジェクトの進行に伴う状況を継続的に把握できるよう、モニタリングに関する情報が適切に公開されていることが重要である。
- 現行ガイドラインでは、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内で、本行ウェブサイト上で公開する」と規定されているが、この内容では、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合、プロジェクト実施中の環境社会影響の状況について、何も情報が公開されないことになる。実際、現行ガイドラインの施行後、プロジェクト実施者によるモニタリング結果の JBIC/NEXI による公開は非常に限定的である。したがって、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合でも、最低限 JBIC/NEXI 自身のモニタリング確認の結果を日本で公開することが不可欠だと考える。

12. 環境社会配慮助言委員会の設置

JBIC/NEXI は、常設の第三者機関（環境社会配慮助言委員会）を設置し、支援決定前の審査にあたって、助言を得ると同時に、支援決定後のプロジェクトの環境社会配慮に関する助言を得るべきである。

- 現在、JICA には環境社会配慮助言委員会が設置されており、透明性とアカウンタビリティの向上、環境社会配慮の向上等の成果が得られている。
- 民間ビジネスの機動性を損なう等の懸念もあるため、試行的・選択的・効率的な運用も検討するべきである（例えば期間を限定した試行的設置を行い、特に慎重な環境社会配慮が必要なプロジェクトを選択的に助言対象とする等のアプローチも考えられる）。

13. 代償措置に関する要件

ガイドラインの厳格化、整合性確保、明確化のために、「代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。」の後に、「技術的に可能な範囲で十分な回避措置や最小化・軽減措置がとられたかどうかと、ノーネットロスで代償が十分に達成されているかどうかを検証するために独立した第三者による監査を得る。ただし、自然保護や文化遺産保護のための指定地域に重大な影響を及ぼす場合や、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴う場合には融資対象外とする。」と明記すべきである。

- ガイドラインには「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。」さらに、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。」との規定があるにもかかわらず、代償措置が行われてしまい、絶滅危惧種の森林生態系、絶滅危惧種の生息地が皆伐されて炭鉱向けに転換される事例が起きている（ボガブライ炭鉱拡張プロジェクト）。その代償措置については、環境団体や学者などから、失われる価値に見合うだけの代償を達成できていないという批判がなされている。

14. 検討すべき影響の範囲への気候変動の追加

ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響のスコープ」に気候変動を追加するべきである。

- JBIC/NEXI の支援による気候変動への影響は甚大で、その影響の最小化が不可欠である。例えば、JBIC は 2003 年から 2014 年までに 21 件の石炭火力発電事業へ投融資を行い、その総発電容量は 20GW 以上であった（NEXI は 14 件を支援しており、13GW 以上）。21 件の内訳は、インドネシア 5 件、インド 5 件、ベトナム 4 件、フィリピン 2 件など。21 件の総投融資額は約 2 兆 1500 億円に上り、うち JBIC の投融資額は約 6800 億円となっている。21 件の推定年間 CO₂ 排出量は約 1.2 億トン²で、日本国内の年間 CO₂ 排出量³の約 1 割、国内の石炭火力発電排出総量⁴の半分強に相当する。
- JICA ガイドラインでは、「検討すべき影響の範囲」に気候変動が含まれている。
- OECD コモンアプローチ（2012）⁵では、「温室効果ガス」が環境影響として明記されている（コモンアプローチ、パラ 10 参照）。

15. 検討すべき影響への人権影響の追加

ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響」に人権影響を追加するべきである。

- 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」（2011 年）の

² マサチューセッツ工科大の報告書「The Future of Coal」の算出データ（500MW の石炭火力発電所の年間 CO₂ 換算排出量は約 300 万トン）を使用。 <http://web.mit.edu/coal/>

³ 環境省「2012 年度温室効果ガス排出量速報値」のデータ（12 億 7500 万トン）を使用。 <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/index.html?sess=6859d4604dc5a737fcea355de0202dd2>

⁴ 資源エネルギー庁「我が国の石炭政策の方向性について」のデータ（2010 年度燃料別二酸化炭素排出量：約 2 億トン）を使用。 http://www.jcoal.or.jp/coaldb/shiryo/material/00_yasui.pdf

⁵ 正式名称は「Recommendation of the Council on Common Approaches for Officially Supported Export Credits and Environmental and Social Due Diligence」（2012 年 6 月）

原則 4 では、「国家は、国家が所有または支配している企業、あるいは輸出信用機関及び公的投資保険または保証機関など、実質的な支援やサービスを国家機関から受けている企業による人権侵害に対して、必要な場合には人権デュー・ディリジェンスを求めることを含め、保護のための追加的処置をとるべきである。」とされ、企業活動における人権保護について、輸出信用機関の役割が明記されている。

- コモンアプローチでは、「事業に関連して起こる人権への影響」が社会影響として明記されている。（コモンアプローチ、パラ 10 参照）

16. 検討すべき影響への不可分一体事業の影響の追加

ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響」に不可分一体事業の影響を追加するべきである。

- プロジェクトのアクセス道路・引き込み線・専用港・送電線・導水管・パイプラインなど、当該プロジェクトと不可分一体の関係にある事業については、その環境社会影響も配慮する必要がある。
- JICA ガイドラインでは、「検討すべき影響」に不可分一体事業の影響が含まれている。
- IFC では、確認すべき影響に不可分一体事業の影響が含まれている。（IFC パフォーマンススタンダード 1、パラ 8 参照）
- コモンアプローチでは、確認すべき影響に不可分一体事業の影響が含まれている。（パラ 15）

17. 温室効果ガス高排出プロジェクトにおける要件

ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」に「(気候変動対策)」の項目を追加し、以下の要件を入れるべきである。

- CO₂ 換算で年間 2 万 5 千トン以上の温室効果ガスを排出するプロジェクトは、測定・報告・検証（MRV）が行われ、その結果が公開されていなければならない。
 - 550g-CO₂/kWh を超える火力発電プロジェクトは、複数のエネルギー源を含む代替案が検討され、環境外部費用を含めたコスト比較分析が実施され、温室効果ガス排出を最小化する最適技術が採用されていなければならない。
- IFC では、CO₂ 換算で年間 2 万 5 千トン以上の温室効果ガスを排出するプロジェクトにおける GHG ガスの測定等を要件としている（IFC Performance Standard 3、para. 8 参照）。
 - 欧州投資銀行（EIB）では、550g-CO₂/kWh を超える火力発電プロジェクトにおいて、排出性能基準が適用されている。
 - 世界銀行グループでは、石炭火力発電事業を支援する際に環境外部費用を考慮した代替案検討・最適技術の採用等を要件としている（Operational Guidance for World Bank Group Staff: Criteria for Screening Coal Projects under the Strategic Framework for Development and Climate Change 参照）。

18. 移転・補償合意文書に関する要件

非自発的住民に伴う移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならない、また合意書は対象者に渡されていないとてはならない。

- 現行ガイドラインでは、補償に関する合意書については規定がなく、「対象者との合意の上で」とい

う文言はあるものの、実際には、合意する際、つまり、合意書に署名をする際、対象者が合意書の内容を理解しないまま署名してしまうケースがこれまでにあった。そうしたケースの多くの場合、合意書、もしくは、その複写さえ、対象者の手元に残されていなかったため、後日、合意の内容を確認できず、曖昧なまま、正当な補償措置を受けられない対象者がいる。もしくは、その補償措置が正当であるかどうか確認できない状況がある。

- 影響を受ける地域住民からの合意取得にあたっては、合意内容を対象者が理解していることが当然の前提であり、その正当性を確認するため、合意書が対象者に対して交付される必要がある。

19. 先住民族の合意に関する要件

プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意(FPIC)が得られていなければならない」ことを要件とするべきである。

- 現行ガイドラインでは「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない」となっている。
- IFC は、影響を受ける先住民族の十分な情報が提供された上での自由な事前の合意 (FPIC) を要件としている (IFC Performance Standard 7、para. 11 参照)。

20. 地域社会・労働者の安全・保安に関する要件

「保安要員の利用、あるいは要請・黙認による当該国の軍・警察による、地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないこと」を要件とするべきである。

- 現行ガイドラインの運用上、地域住民に対する安全・保安要員等に係るリスクについては、どのような点の確認が行われているのか、明確ではない。(例えば、保安要員や地域住民との間のコンフリクトの発生の可能性などについて確認し、適切な対応を求めているか。)
- 地域住民の適切な参加を確保するためにも、保安要員や労働者の安全等に係る規定について、ガイドラインに盛り込むべきである。
- IFC では、パフォーマンススタンダード 4『地域社会の衛生・安全・保安』の中で、脆弱な立場にある人々への配慮、保安要員等に関する要求事項を含んでいる。
- エクエーター原則 (2013年) では、『別紙 II：環境・社会アセスメント報告書に記載すべき、潜在的な環境・社会問題についての参考リスト』の中で、「地域社会の衛生・安全・保安 (プロジェクトにおける保安要員の使用に関するリスク、影響、およびマネジメントを含む)」という項目を含んでいる。

21. モニタリング結果のステークホルダーへの公開

モニタリング結果の公開に関する項目では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていなければならない」とするべきである。

- 現行ガイドラインでは「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」となっている。
- IFC は、影響を受ける住民に対してモニタリング結果の公開を要件としている (IFC Performance Standard 1、para. 36 参照)。ADB も同様の要件を定めている (ADB Safeguard Policy Statement、

page 16-18).

添付資料：JBIC 投融資プロジェクトの環境・社会影響と課題・教訓

事例 1：スレポック 4A 水力プロジェクト	
案件名／国名	スレポック 4A 水力発電所プロジェクト/ベトナム
融資・協力機関	日本貿易保険（NEXI）海外事業資金貸付保険の引受
融資承諾時期	2012 年 7 月
案件概要	ベトナムとカンボジアの国境付近、ダクラク（Dak Lak）省のスレポック川に建設される発電能力 64 メガワットの水力発電ダム。スレポックは国際河川メコン河の重要な支流の一つである。この事業は 2007 年のベトナム第 6 次電力開発計画で重要プロジェクトとして承認され、2012 年に三井住友銀行が事業への融資契約を締結、日本貿易保険（NEXI）が海外事業資金貸付保険の引受を決定した。実施主体は Buon Don Hydropower Joint Stock 社（ベトナム）。事業費の総額は不明だが、三井住友銀行は 6,420 万米ドルを融資する。このダムは貯水池を持たず、上流にあるスレポック 4 ダムの放水を利用して発電する。
指摘された環境・社会影響	・ カンボジア北東部はメコンの最大支流であるセサン、スレポック、セコンの 3 河川が流れるが、上流ベトナムのダム開発の影響で、洪水や川の水質悪化などの被害が発生し国際的な問題となっている。2005 年にはベトナム政府の委託によりダム開発後の流域の環境影響報告書が発行され、2007 年 1 月にはカンボジアの首都プノンペンでスレポック事後環境影響評価報告書の公聴会が開催された。そこでベトナム発電公社は、今後のスレポック川開発の環境影響を緩和するため、洪水被害を軽減する調整池としてスレポック 4 ダムの建設を提案した。しかし、建設されたこのダムは発電機能を持っており、下流のカンボジアでは、不規則なダムの放水による被害が顕在化している。この放水は発電のためであると見られ、スレポック 4 は水位調整機能を果たしていないことが伺える。 ・ スレポック 4A はスレポック 4 ダムの放水を利用して発電する。NEXI はスレポック 4A 自体が貯水池を持たず、導水路の水を利用して発電するため環境・社会影響を引きおこさないとし、環境影響評価報告書（EIA）での詳しい調査を求めなかった。下流住民が指摘する被害について、現状ではその原因がスレポック 4 かスレポック 4A 由来か、判別できない状況となっている。 ・ 当初、スレポック 4A ダムの EIA はベトナム語版のみが公開されていた。メコン・ウォッチは 2012 年 4 月に EIA の英語訳または日本語訳の公開を請求したが、NEXI は同年 5 月に「プロジェクト実施者であるベトナム発電公社（EVN）に開示の意思がなく、また翻訳内容に誤りがあった場合プロジェクト実施者に対する誤った批判がなされる恐れがある」として、情報を不開示とした。同年 9 月、メコン・ウォッチは再度情報公開請求を行い、11 月に英語翻訳が開示された。 ・ 2012 年 10 月、下流のカンボジア住民グループから EIA の英語とクメール語での公開要請があったが、クメール語版について、NEXI はこれに答えていない。 ・ 公開された EIA は、ベトナム語版を含め原本には存在していた地図や図が全て削除されており、引用文献の記載もなかった。更に、下流カンボジアでの影響がほとんど検討されておらず、漁業への影響のモニタリング計画なども具体性を欠いている。
課題及び教訓	・ EIA がベトナム語でしか公開されず、2 回の情報公開請求を経なければ、影響を受ける恐れのある下流のカンボジア住民が事業内容を知ることができなかった。また、日本語、英語の翻訳も公開されず、日本の市民も事業内容を把握することが困難であった。翻訳版は提言にある形で公開されるべきであるし、加えて、越境地域の影響住民が理解できる言語にも翻訳・公開されるべきである。 ・ 上流のスレポック 4 ダムの導水路の水を利用すること、詳細な影響調査が行われておらず、上流ダムと本事業の社会・環境影響の区別がつけられない状況のまま承認された。上流のダムについて、不可分一体の事業として調査を行うべきであった。 ・ 越境地に住むステークホルダーへの情報提供が不十分で、事業の影響について議論する場がないまま事業が進行している。

事例 2：ボガブライ炭鉱拡張事業	
案件名／国名	ボガブライ炭鉱拡張事業／オーストラリア
融資・協力機関	国際協力銀行
融資承諾時期	2013 年 5 月
案件概要	豪州ニューサウスウェールズ州北西部にあるガネダ盆地（Gunnedah Basin）北部に位置するボガブライ（Boggabri）の東北 15km にある出光興産の炭鉱の拡張開発事業。出光興産株式会社（以下「出光」）の豪州子会社 Idemitsu Australia Resources Pty Ltd(以下「IAR」)への融資金額 350 百万米ドル（JBIC 分）を限度とする貸付契約を締結しており、民間金融機関との協調融資は、総額 500 百万米ドル。 出光は、既にボガブライ炭鉱の権益を豪州子会社を通じて 100%保有し、操業・開発を実施している。ボガブライ炭鉱からの石炭（一般炭）の生産量は 380 万トン/年（2012 年度実績）で、この拡張開発により、2015 年以降 690 万トン/年の生産量を予定。 本事業は、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」（2012 年 4 月制定）の適用案件である。カテゴリ A。
指摘された環境・社会影響	- この炭鉱事業によって、レアード州有林内にある絶滅危惧指定（critically endangered ecological community）の在来植生エリアである森林生態系（Box-Gum Woodland）が 624ha 皆伐される。この森林生態系には、オトメインコ（swift parrot）をはじめとする危惧種鳥類やコアラ（koala）などの 20 種以上の絶滅危惧種の野生動物が確認されている貴重な生息地域である。 - 代償措置としてのオフセット計画で確保している土地は、皆伐される貴重な絶滅危惧指定の森林と同等とは言えず、代償になっていないと環境団体や学者等から指摘されている。 - 地域住民からは、石炭鉱山開発に伴う粉塵などによる健康被害や地下水低下への地域住民からの懸念が示されている。 - Gomerioi Country と呼ばれる当該地域でプロジェクトから影響を受ける先住民族は、この地域の石炭開発プロジェクトに反対しており、先住民族からの支持は得ておらず、FPIC も得られていないと指摘されている。 - リバプール平原に数万年前から居住しているゴメロイ（Gomerioi）の先住民族は、ボガブライをふくむこのあたり一帯の土地に対して先住権（Native Title）を請求している。また、レアード州有林には彼らの多くの文化的な遺産が存在しているが、一帯の石炭採掘事業によって大きな影響を受けるだろうとも言われている。
課題及び教訓	- 自然保護や文化遺産保護などの指定地域に重大な影響を及ぼさないことや、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならないといった JBIC ガイドラインの規定があるにもかかわらず、代償措置であるオフセット計画が行われることにより、絶滅危惧種の野生動物の生息地であり、絶滅危惧種指定を受けている森林生態系を皆伐する事業への融資が行われている。上述の JBIC ガイドラインによる規定は、代償措置を伴う場合にも適用されることを確認するように明文化する必要がある。 - 代償措置の実施条件として、回避措置、最小化・軽減措置が技術的に可能な範囲で最大限検討されたこと、代償措置がノーネットロスを確保することを担保する必要がある。 - 先住民族の資源・土地への権や知的財産を含む文化的権利等に対して、十分な協議や FPIC を得ていない場合、社会紛争に発展してきてしまう。よって、事業実施のためには、現地政府の規制に従うだけでなく、FPIC を得ておくことが必要であり、FPIC が得られていない場合には融資を行わないことを明確化すべき。

事例3：デリー・ムンバイ産業大動脈（DMIC）構想関連事業

案件名／国名	デリー・ムンバイ産業大動脈（DMIC）構想プロジェクト推進のための貸付契約及びインド法人 Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited（DMICDC）に対する出資／両案件ともインド
融資・協力機関	国際協力銀行（JBIC） ※貨物専用鉄道建設事業については国際協力機構（JICA）が円借款を拠出
融資承諾時期	2009年12月／2013年3月
案件概要	デリー・ムンバイ産業大動脈（以下 DMIC）構想は、デリーとムンバイの間に、貨物専用鉄道を敷設し、その周辺に、工業団地・投資地域（計 24 か所）等を民間投資主体で整備する日印共同の地域開発構想である。 JBIC は、2009 年 12 月にインドインフラ金融公社（以下 IIFCL）に対し、DMIC 構想推進のための事業開発資金として 7500 万ドルを限度とした融資契約を締結。2013 年 3 月には、DMIC 関連のマスタープラン調査・フィージビリティ調査・許認可支援等を行うデリー・ムンバイ産業大動脈開発公社（DMICDC）への出資を行い、26%の株式配分を保有する主要株主となった。 JBIC 環境社会配慮ガイドライン（以下ガイドライン）におけるカテゴリ分類については、2009 年の IIFCL への融資がカテゴリ FI、2013 年の DMICDC への出資はカテゴリ C となっている。工業団地・投資地域造成にあたっての土地収用は、各州政府が実施することになっている。
指摘された環境・社会影響	- 日印共同のフラッグシップ事業で、今後、日本から官民による莫大な投融資が予定されているにもかかわらず、現行ガイドラインにおいては適切な環境社会配慮が確保されているかどうか明確でなく、工業団地・投資地域造成にあたっての土地収用においても、適切な環境社会配慮が実施されるかどうか明確でない。調査や土地収用が不適切に実施された場合、現地の環境社会影響の深刻化のみならず、日本企業のビジネスや JBIC 投融資の償還においても大きな不安定要因になる可能性がある。 - 各地の工業団地・投資地域では、土地収用に反対して被影響住民が激しい反対運動を行っている。反対運動の背景には、地域の人口密度が高く代替耕作地が限られていること、事業地域は淡水の過剰取水が問題となっており、工業化により更なる水不足が懸念されていること、住民の識字率が低いこと等によって農地を失った場合、農業以外の就業機会が限られていること等がある。
課題及び教訓	- JBIC は、JICA のカテゴリ分類方法と同様に、投融資を行う事業がマスタープラン調査・フィージビリティ調査に関与し、本体事業に関与しない場合であっても、その本体事業の影響に応じてカテゴリ分類を行うべきである。 - JBIC がマスタープラン段階から関与する場合は、JICA 同様に戦略的環境アセスメント（SEA）を適用することを要件とするべきである。 - IIFCL がサブプロジェクトを実施しても、その環境社会影響や環境レビュー結果が不明確である。JBIC は、カテゴリ FI 案件で、金融仲介機関がカテゴリ A 及び B に相当するサブプロジェクトに投融資を行う場合は、その投融資契約が行われる前に、そのサブプロジェクトのカテゴリ分類及び環境関連文書を公開するべきである。また、金融仲介機関の投融資決定後、JBIC は金融仲介機関の環境レビュー結果を公開するべきである。

事例 4：バタン石炭火力発電事業

案件名／国名	バタン石炭火力発電事業／インドネシア
融資・協力機関	国際協力銀行（検討中）、民間銀行（検討中）
融資承諾時期	2013 年 7 月～環境レビュー中（EIA 現地語版を JBIC 広報センターで公開中）
案件概要	インドネシア中部ジャワ州バタン県で建設が計画されている超々臨界圧石炭火力発電事業（2,000 メガワット）。事業者は電源開発（J パワー）（出資比率 34%）、アダロ・パワー社（34%）、伊藤忠（32%）の 3 社が設立した現地法人ビマセナ・パワー・インドネシア社（BPI）で、総工費は約 40 億米ドル。出資約 13 億米ドル、融資約 27 億米ドルの予定のうち、融資の 60% にあたる約 16 億米ドルは JBIC、残り約 11 億米ドルは民間銀行団が融資を検討中である。BPI とインドネシア国有電力会社（PLN）との間で 25 年にわたる電力売買契約（PPA）が締結されており、その電力購入保証をインドネシア・インフラ保証基金（IIGF）と財務省が行なっている。インドネシア大統領令に基づき実施される官民連携（PPP）第一号案件で、2012 年 10 月に着工予定だったが、遅延。現在、JBIC は本事業の EIA 現地語版を JBIC 広報センターで公開し、環境レビュー中。カテゴリ A。
指摘された環境・社会影響	・ 社会的合意の欠如：同事業の建設予定地近くに暮らす多くの住民は、同事業により健康を害し、先祖代々受け継いできた肥沃な農地、豊かな漁場に悪影響が及ぶのではと懸念している。また、約 50 人の土地地権者は、発電所の計画に必要な 226 ha のうち約 55 ha の土地売却を拒んでいる。地域住民らは、地元や首都ジャカルタで 20 回以上にわたり、同事業への抗議活動を行なってきた。 ・ 軍・警察による人権侵害：難航している土地収用問題について、これまでに地権者が売却合意をしたケースでも、その売却交渉への軍・警察の関与・脅迫による売却合意の強要が指摘されている。また、地元住民の抗議活動に対し、警備員、軍・警察による暴力的な弾圧も発生している。 ・ インドネシア国内法の違反：同事業は、毎年 226kg の水銀を沿岸域に排出することになり、政令第 26 号（2008 年）の下、地方の海洋観光目的で海洋保護区に指定されているウジュンネゴローロバン沿岸域に被害をもたらす。また、海上での建設作業を伴うことから保護区を侵害するため、空間計画に関する中部ジャワ州規則第 6 号（2010 年）にも違反する。 ・ 気候変動への影響の配慮の欠如：インドネシア政府は 2009 年、2020 年までに温室効果ガス排出量を 26%削減することを公表した。しかし、同事業は年間 1,080 万トンの二酸化炭素を排出することになる。同事業が実施されれば、インドネシアの電力セクターによる排出量は 2020 年までに倍になる可能性がある。 ・ EIA 翻訳版の非公開：多くの日本の公的機関及び民間金融機関が関与しており、日本側にも利害関係者がいるにもかかわらず、公開されている EIA がインドネシア語のみであるため、同事業に関する環境社会影響や緩和策の公開は日本国内においては極めて限定されている。
課題及び教訓	・ 人権状況の把握、地域社会の安全：住民の抗議活動に対する保安要員、軍・警察の暴力的な弾圧、また、土地売却交渉における軍・警察の関与・脅迫など、当局側による人権侵害が起きている状況のなか、事業の適切な実施に不可欠である地域住民の参加や社会的合意の確保は困難。保安要員・軍・警察による地域住民の安全への脅威を回避し、地域住民の適切な参加を確保するべきである。 ・ 審査の際の情報源：JBIC がレビューを実施するにあたり参考にする情報の提供者は第一義的には事業者であろうが、現地住民・NGO から懸念が出ている場合、審査の際にこうした情報がどのように取り扱われたのか不明である。事業を進める側の論理である事業者側からの説明は、時として不都合な事実が省略または弱められかねないことに留意し、審査の際の情報源は多様であるべきである。 ・ 気候変動への影響の配慮：気候変動への影響は甚大で、その影響の最小化が不可欠である。また、気候変動への影響も考慮した上で、早期の段階での複数の代替案の検討が行なわれるべきである。 ・ 環境関連文書の翻訳版の公開、および、ウェブサイトでの情報公開：現在、JBIC はインドネシア語版の EIA を東京の JBIC 広報センターで閲覧可能としている。しかし、JBIC がどのような文書・情報に基づき環境レビューを行なっているか、JBIC の説明責任・透明性の向上の観点からも、現在、JBIC が環境レビューで精査中の EIA 翻訳版について、ウェブ上で公開するべきである。

事例 5：サンロケ多目的ダム事業

案件名／国名	サンロケ多目的ダム事業／フィリピン
融資・協力機関	国際協力銀行（当時、日本輸出入銀行）、民間銀行、農林中金
融資承諾時期	1998 年 10 月（投資金融）、1999 年 9 月（アンタイドローン）
案件概要	フィリピン・パンガシナン州アグノ川上流において、水力発電（発電容量 345MW）、灌漑（87,000ha）、洪水対策、水質改善を目的として建設された。ダムの規模は堤高 200m、堤長 1.3km、貯水量 8 億 5 千万 m³ とアジア最大級。事業者のサンロケパワー社（SRPC）には、丸紅（出資比率 42.45%）、アメリカのサイスエナジー社（50.05%）、そして関西電力（7.5%）が共同出資（2004 年にサイスエナジーの子会社の株を丸紅が買収）。25 年間にわたって発電事業を行ない、一定量の電力をフィリピン電力公社（NPC）に売却（1997 年電力購買契約）。総事業費 11.91 億ドルのうち、JBIC は民間金融機関との協調融資として、SRPC に対する 5 億ドルの投資金融、また、単独で NPC に対する 4 億ドルのアンタイドローンを行った。1998 年 2 月着工、2003 年 5 月に商業運転開始。SRPC は 2012 年 11 月に完済、NPC は 2014 年完済予定。
指摘された環境・社会影響	・ FPIC の欠如：ダム上流に暮らす先住イバロイ民族は、すでに上流の 2 つのダムにより、同民族の村が土砂堆積で埋まってしまった経験をもつため、本事業の計画が明らかになった 1995 年当初から、土砂堆積を懸念していた。フィリピン国家先住民族委員会の調査チームも「影響を受ける先住民との事前合意はなかった」との報告書を提出していた。 ・ 不十分な補償：同事業は、約 700 世帯の住民移転の他、砂金採取や農業を営んでいた多くの住民の生活に影響を与えた。しかし、質・量ともに十分かつ適切な補償措置・対策が取られなかったため、代替となる持続可能な生計手段が確立されず、影響を受けた住民の生活がダム建設前の生活水準にまで回復できていない。（砂金採取者に対する金銭補償はなされていない。一部の影響住民に提供されている生活再建計画は有効な収入機会となっておらず、新たな債務を負うケースもある。また、金銭補償においても補償額の過少見積もり・下方修正などが指摘された。生活再建に失敗し、再定住地を売却した例も少なくない。現在も、土地所有権不保持に伴う補償未支払いのケースが残っている他、再定住地の土地権譲渡が未完了。） ・ 移転合意書：移転に関する合意書は、「英語で書かれていたので、理解できなかった。」「読まなかった。」という住民が多くいた。また合意書が住民の手元に残されなかった例が多く、移転する前に事業者が住民に約束したと住民が主張している「雇用の優先権」や「水・電気代の無料提供」など、現在、達成されていない合意内容について、確認するすべがない。
課題及び教訓	・ JBIC は、1999 年の融資決定時、また、2002 年の貯水の開始前に、「問題解決のための枠組みの構築が確認されている」あるいは「問題はほぼ解決に近づいている」との認識を示していたが、結局、償還期間が終わるまでに問題解決が図られる可能性は低い。融資決定後の事業実施段階においても、環境社会配慮が適切に実施されているか等、事業の進行に伴う状況を継続的に把握できるよう、JBIC としてのアカウンタビリティを果たすべきであり、モニタリングに関する情報が適切に公開されるべきである。 ・ 移転に関する合意書の複写、および、合意書の内容を住民の理解できる言語・様式で説明した文書が、住民に配布されるべきである。 ・ JBIC は、事業実施主体の「FPIC」に関する見解を単に受け入れるのではなく、自らが「FPIC」に関する独自の判断ができるよう、国際基準でもある「先住民族の FPIC」について、JBIC のガイドラインの中に明記し、「先住民族の FPIC」が JBIC の融資判断の指標であることを事業実施主体に示すべきである。